

これより一般質問を行います。

7番、藤本実君の質問を許可します。

(7番 藤本 実君登壇)

○7番(藤本 実君) 猿橋町小篠の藤本実でございます。議長の許可をいただきましたので、日本共産党の一般質問を行います。

初めに、ロシアのウクライナ侵略に、皆さんとともに深い憤りを持って糾弾し、ロシアの軍事行動を直ちに中止することを求めたいと思います。3月2日、ウクライナ情勢に関する国連総会特別会合が非難決議を圧倒的多数141か国で採択しました。許せないのは、プーチン大統領が攻撃されれば核兵器で応えると公言していることです。広島、長崎を体験した被爆国日本の声を集めて、核兵器による世界に対する脅しは許せないという声を上げたいと思います。

また、今日は東日本大震災、原発事故発災日、震災で亡くなられた多くの犠牲者の御霊に哀悼の意を表するとともに、依然として避難生活を余儀なくされている方、コロナ禍の中で復興に向けて頑張っておられる方にエールを送ります。

それでは、発言通告に基づき質問させていただきます。1、がんばろう大月休業等要請協力支援金の給付について。まず、コロナ経済対策、大月市の事業者支援についてです。がんばろう大月休業等要請協力支援金は、新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請及びまん延防止等重点措置に伴い、市内の飲食業をはじめ、あらゆる事業者が以前にも増して経済活動に影響が生じていると考えられることから、影響の緩和策として昨年10月から今年1月まで実施されました。具体的には、国の一時支援金、月次支援金、山梨県の休業等要請協力金を受給した事業者に対し、各支援金の受給状況に応じた金額が上乘せ給付されました。臨時交付金(事業者支援分)2,300万円を財源にするということでしたので、質問です。

1、がんばろう大月休業等要請協力支援金の給付件数と支給総額は。

持続化給付金で給付金詐欺が発覚したことから、月次支援金の審査事務を請け負った会社が不正防止に躍起になっていると指摘され、社会問題になっているのが書類不備で何度も申請をやり直させる不備ループです。実は、大月商店街で80年小売業を営むある事業者が、20回以上の駄目出しに遭い、450枚もの書類を提出したものの、給付されない事案が発生しました。がんばろう大月休業等要請協力支援金は、県または国の支援金給付を受けた事業者に対する上乘せ支援であるため、書類不備で突き返された事業者は、大月市からも支援金を受けられませんでした。

月次支援金については、不正受給対策で、商工会など登録確認機関による事前確認が必要で、この事業者も大月商工会の指導、援助を受け月次支援金の申請をしています。月次支援金は、2021年の月間売上げが2019年、または2020年の同月比で50%以上減少している事業者に支給されるものです。大月市がこの事業者から相談を受けたときに、大月商工会に確認すれば不備ループに陥ったが、本来は給付対象であることの確たる証言が得られたと思われます。コロナの影響の緩和策という事業の趣旨を踏まえれば、当然の裁量の範囲だと思いますが、どうしてしなかったのか。

そこで質問です。2、月次支援金で申請の不備ループに陥った事業者に対し、市は個別対応してがんばろう大月休業等要請協力支援金の給付を。

○議長(相馬保政君) 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

小林市長、答弁願います。

(市長 小林信保君登壇)

○市長(小林信保君) 藤本実議員の質問にお答えいたします。

がんばろう大月休業等要請協力支援金の給付についてのうち、初めにがんばろう大月休業等要請協力支援金の給付件数と支給総額はについてであります。がんばろう大月休業等要請協力支援金につきましては、昨年10月より申請を受け付けしており、9月補正予算で1,860万円を計上しましたが、申請数の増加により、12月議会にお

いて450万円の増額補正にて対応してきたところであります。

しかしながら、さらなる申請の増加があり、最終的には145件の申請、計2,690万円の支出を見込んでおり、不足分については今議会での補正予算にて対応してまいりたいと考えております。

次に、月次支援金で申請の不備ループに陥った事業者に対し、市は個別対応してがんばろう大月休業等要請協力支援金の給付をについてであります。国の月次支援金などの交付決定が遅れている、または県の休業等要請協力金対象者で本市への支援金申請がないなどの事業者に対し、1月末の申請期限を延長し現在も個別対応を行っており、多くの支援が届くように努めているところであります。

議員ご指摘のがんばろう大月休業等要請協力支援金の給付に関しましては、国や県の給付金の受給が条件となることから、今回は対象とならないことをご理解いただきたいと思います。

現在コロナ禍で大きな影響を受けている事業者に対し、国の事業復活支援金の給付が始まっており、新年度より本市独自のがんばろう大月事業復活応援金事業として、追加の支援も予定をしております。給付金の手続など、分からないことがありましたら、個別の対応などにも応じますので、事前に相談をいただければと思います。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 再質問をお願いします。

がんばろう大月支援金は、国や県の給付金の受給が条件といいますが、大月市としては不備ループへの救済措置は一切取らないということでしょうか。国レベルでは、中小企業庁は、必要なものは個別対応すると回答しています。詐欺を防ぐ審査基準はあるのでしょうか、要は事業実態があり、売上げが50%以上減少しているかどうかです。国の給付金は無理でも、せめて大月市が大月商工会に確認して、がんばろう大月支援金の対象事業者として個別事案に対処するのは裁量の範囲だと思うのですが、違うのでしょうか。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

小林市長、答弁願います。

（市長 小林信保君登壇）

○市長（小林信保君） 藤本実議員の再質問にお答えいたします。

まず、私たちといいますが、行政及び議会は、しっかりとしたルールをつくって、公平公正に進めていくことを旨としているわけでありまして、その中で、やはり許される範囲のことはしていく必要があると思うのです。ただ、ルールをつくった以上、そのルールにしっかりとのっかって、公平公正にやっていくことが必要でありますので、今回の場合、国の支援金が出たところに対して給付を行うというルールの中で、やはりやる必要があるということがまず前提としてお話をさせていただき、今の質問にもお答えさせていただきたいと思いますが、国や県の支援金の申請不備により交付決定などが遅れている場合につきましては、がんばろう大月休業等要請協力支援金の申請手続など、個別に対応を行っているところであります。県や国の支援金の不交付の決定がされたものにつきましては、市で定めます交付要件に該当しないことでもありますから、給付はできませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、今後も国から事業者支援に対する個別対応の案件がありましたら、支援金の給付などに向け市も協力をいたします。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 不交付決定と言いますが、申請期限があり、20回も書類をつけて申請をやり直しても、なお不備と突き返され、対応できずに期限が来たら不交付の通知が来るのです。この状況に心を寄せないとしたら、冷たいなと思います。国の審査が通るまで手を差し伸べないのも、いかにも形式的な感じがします。誰がそ

うさせているのかと考えたくなりますが、大月市としてやれることがなかったのか、もう一度考えてほしいと思います。

再質問をもう一度お願いいたします。国の事業復活支援金に上乘せる、がんばろう大月事業復活応援金事業が新年度予定されています。今度の支援対象は、売上げが30%以上減少している事業者です。対象が広がることから、一層規模を大きくした不備ループが繰り返される心配があります。大月市内でも起こり得るわけですが、どのように対処するお考えですか。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

坂本産業建設部長、答弁。

（産業建設部長兼建設課長 坂本和彦君登壇）

○産業建設部長兼建設課長（坂本和彦君） 藤本議員の再々質問にお答えいたします。

新年度実施予定のがんばろう大月事業復活応援金事業につきましても、国の事業復活支援金の受給が市の応援金の交付要件となります。国の支援金や市の応援金など、手続に分からないことがありましたら、申請の例えば不備ループに陥る前、不交付決定が出る前に個別の対応に応じますので、ぜひ事前にご相談をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 不備ループに陥った事業者のリストがあるとすれば、ブラックリストになりかねません。大月市には、今回の事例も示して、国に対し審査の改善を求めてほしいと思います。そして、次こそ事業者救済に立った柔軟な対応を強く求めます。

次の質問に移ります。2、学校給食費の無料化について。令和4年度当初予算概要によれば、普通会計の基金残高は、令和元年度25億円、令和2年度35億円、令和3年度見込み39億8,000万円となっています。指標の一つとされる財政調整基金も、標準財政規模の1割に相当する8億円を超え、令和3年度見込みは11億9,000万円とされています。大月市は財政が厳しいから、市民サービスは最低でも仕方ないという縛りを解き、子育て支援の一層の充実に還元していくべきときです。

昨年の質問には、現時点では困難と判断する、今後市の財政状況を勘案する中で、改めて検討していきたいという答弁でした。大月市の財政状況は、劇的に改善しています。喫緊の課題である市役所庁舎建設が身の丈以上の巨大大業にならなければ、十分に実施できると思います。小中学校の同時実施が無理なら、中学3年生から段階的に始めれば、小学生もいずれ中学生になるわけですから、恩恵は行き渡ります。公平にはなりません。

そこで質問です。1、学校給食費無料化は中学3年生から段階的に実施を。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

安藤教育次長、答弁願います。

（教育次長兼学校教育課長 安藤一洋君登壇）

○教育次長兼学校教育課長（安藤一洋君） 学校給食費無料化についての学校給食費無料化は中学3年生から段階的に実施をについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、大月市の財政状況は確実に改善しておりますが、昨年度の決算に基づく財政健全化判断比率である実質公債費比率や将来負担比率は、ともに県内13市中12番目の数値であります。また、財政調整基金額についても12位であり、上位の11市は20億から40億円の基金残高となっております。本市においては、さらに財政健全化に努めていく必要があると思われま。

このような状況の中、市内小中学校においては、今後天井や壁、窓などの非構造部材の耐震化を含む長寿命化計画に伴う施設の改修事業のため、多額の施設整備費が必要となっています。給食費無償化実施に必要な財源の長期的な安定確保の見通しが現状では立たず、昨年3月議会で答弁させていただきましたとおり、学校給食費の

無償化は厳しいものと思われまます。

また、議員ご提案の中学3年生からの段階的实施についても変則的な部分実施となることと、その後の実施拡大を約束するものになるものでありますので、今後の財政状況を見通す中で慎重に判断してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 再質問をお願いします。

財政が許せば少しでも早く実施したいのか、それとも急ぐ必要はないのか、小林市長は上野原市長と違って選挙公約には掲げていませんので、真意をはかりかねます。そこで、小林市長のお考えをお示してください。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

小林市長、答弁。

（市長 小林信保君登壇）

○市長（小林信保君） 藤本議員の再質問にお答えをいたします。

藤本議員同様、多分ここにいるみんなそうだと思います。財政的な余裕さえあれば、子育て世帯に対するサービス、それ自体は必要なことであると思われまますし、それを行っていきたく。しかし、その財政的なしっかりとした裏づけが要る。だから、そこを慎重に判断していく。これは、多分皆さんが思っていることであると思われまます。

そして、私は給食費の無償化につきまして、子供を持つ家庭に対し魅力のあるサービスの一つであると考えています。その前提に立って答弁いたしますけれども、藤本議員は質問の中で、財政調整基金に限らず、基金が増えているよというようなことを、劇的にという表現をしてくれています。それは非常にありがたいことではあります。確かにこれまで基金を積み増してこれているという状況を見れば、財政状況はよくなっているというのは先ほどの答弁のとおりです。しかし、基金というものの性質を考えると、基金というのは用途を定めて、そのためのお金を積んでいるということでありまます。令和元年度と3年度末の見込みを比較すると、藤本議員が言うとおりの14億8,000万円という金額が増えています。この内訳は、地震や災害時などの突発的な事業に対応するための財政調整基金が7億1,000万円増えています。庁舎建設などに使う公共施設整備基金が約5億円増えています。寄附者が用途を定めることができるふるさと大月応援基金が2.2億円で、合計14億3,000万円の増加になっているわけ。先ほどの14億8,000万円のうち、14億3,000万円が要はそのための用途に使うための基金として決まっているということですので、その基金に手をつけることはもちろんできないこと。ですから基金が増えたといっても、経常的な予算がこれからも確保できるよというような状況になるというような認識では、まだなっていないというのが私の認識でありまます。ですから、財源確保を何とかしていかなければならないわけ。だけれども、例えば今それを一般財源から捻出しようというようなことを考えたときに、そこで見なければならぬのが実質公債費比率です。実質公債費比率は、要は一般的に使う金額の中で、一般的に自由に使えるお金がどれだけあるのかというような数値ですけれども、そこについても県内でワースト2位ということで、自由に使えるお金が他市よりも少ないという現実をしっかりと捉えなくてはいけないというふうに思われまます。

また、ふるさと納税につきましても、これから様々な条件が加わり、これまでのような順風満帆な状態という。ようなものなかなか見えないというような状況にもなってくるのではないかと、そこも危惧しているところでありまます。

藤本議員は、給食費無料化が最善の策であるというふうな認識の下で今回質問をいただいておりますけれども、先ほど言ったとおり、一つの方策としてはいいことであると思われまます。目標やKPI、費用対効果というものをしっかりと議論して、そして財政的なことも勘案し、そして政策を決定していく必要があるというふうに考えています。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 市長から予算に対する詳細な答弁をいただきました。任期中に方向性を出すつもりがあるのかどうか、若干再質問したような気もしましたが、これは予算審査に譲りたいと思います。

次の質問に移ります。3、子どもの国保税均等割額軽減について。子育て世帯の負担軽減を図るため、令和4年度から国民健康保険に加入している未就学児、小学校入学前の子どもに係る均等割額の2分の1が国制度として減額されます。7、5、2割の軽減を適用されている世帯は、軽減後の均等割額の2分の1が減額されます。昨年も質問しましたが、国保会計において子育て支援重視に潮目が変わりました。昨年は、市独自に上乘せしない理由として、令和3年度は保険料収入の減少が見込まれ、国保財政調整基金を取り崩す予算を編成していること、さらに財政調整基金は国保の健全な運営に資するための財源であることから、子育て世帯への軽減は国制度の範囲で対応するという答弁でした。

3月補正予算を見ると、国保特別会計では、収入不足を補う財政調整基金の繰入は減額補正され664万円、当初予算では4,723万円計上していたので、うれしい見込み違いとなりました。今年度の財政調整基金残高見込みは2億7,698万円です。

さて、未就学児に係る均等割額を2分の1軽減するため、費用47万円を国2分の1、23万円、県、市が各4分の1、12万円を負担します。2分の2全額免除するには、国保会計がさらに47万円上乘せ負担すれば実現できます。他市に先駆けて、新たな子育て支援策として大月市が決断するのは難しいことでしょうか。

未就学児に係る均等割額の2分の1を国制度で軽減できるのであれば、18歳までの子どもに係る均等割額についても制度上は可能ということです。国保会計で209万円の予算を捻出できれば、大月市では18歳まで対象を拡大できます。昨年は、保険料収入の大幅減少が見込まれると拒んだわけですが、実際は大幅減少とはなりませんでした。

そこで質問です。1、未就学児の国保税均等割の全額免除を。

2、18歳までの子どもの国保税均等割額の2分の1軽減を。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

土橋市民課長、答弁願います。

（市民課長 土橋善美君登壇）

○市民課長（土橋善美君） 子どもの国保税均等割額軽減についてのうち、初めに未就学児の国保税均等割額の全額免除をについてお答えいたします。

ご質問のとおり、国は子育て世代の経済的負担軽減の観点から、令和4年度から未就学児の均等割を5割軽減することとしました。国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、世帯の人数に応じた応分の保険料を負担することが基本であり、その上で未就学児における医療費の自己負担割合が2割とされていることや、所得の低い方にも一定の負担をいただいていること等も考慮して、未就学児の均等割額を半額軽減することとしております。

現在、本市で行っている国民健康保険料の減免は、旧被扶養者、災害等について、国の通知に基づき条例で定めた減免のみであり、市独自の減免は行っておりません。国民健康保険は、相互扶助を目的とした制度であります。このため、未就学児の均等割を全額免除することは、適正でないと考えております。本市としましては、国の基準のとおり5割軽減を行います。

次に、18歳までの子どもの国保税均等割額の2分の1軽減をについてであります。国保財政調整基金につきましては、制度改正等に伴う税率改正の激変の緩和、被保険者の減少や収納状況の低下などの対応として、国民健康保険の健全な運営に資するための財源となります。このため、国保財政調整基金を活用して18歳までの子どもの国保税均等割額の2分の1軽減をすることは、特定の被保険者に対するものとなりますので、適正でないと考えております。本市としましては、制度の拡充、拡大について国、県に対して要望等してまいります。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 再質問をお願いします。

国保財政に余裕があるので、国保財政調整基金を財源に求めたのですが、制度上使えないというのなら、大月市が国保会計に繰り出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

国保加入の子どもにだけ支援するのは不公平だというふうに考えるのなら、違います。協会けんぽでも、市職員が加入している共済組合でも、子どもには課税していません。子どもに課税する医療保険は、国民健康保険だけです。独自軽減を実施する方が公平に近づきます。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

土橋市民課長、答弁願います。

（市民課長 土橋善美君登壇）

○市民課長（土橋善美君） 藤本実議員の再質問にお答えいたします。

議員提案の一般会計から国保会計への市独自の保険税軽減分の繰出金については、総務省自治財政局調整課からの適切な運営について示されている繰り出し対象外経費となりますので、適正ではないと考えております。

また、国民健康保険は、加入者一人一人が被保険者として応分の負担をし、互いに扶助し合う制度であり、他の社会保険とは異なっておりますが、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 国保財政調整基金は駄目、一般会計からの繰り出しも駄目ではやりようがありませんが、不思議なことに全国では、独自に軽減している自治体が増えています。兵庫県加西市では、新年度から18歳までの子どもの均等割を全額免除する予定です。市では、国保には扶養の概念がなく、子どもの人数が多い世帯ほど国保税が高くなる。被用者保険と比較しても、子育て世帯に対する負担が重くなっていると指摘。実施に踏み切った理由を、全国市長会も、子どもの均等割軽減措置導入を国に要望しており、市が独自に制度上の負担の格差を是正し、国保に加入する国保世帯、子育て世帯を支援する観点から決めたと述べています。本当に制度上できないのか、大月市でも真剣に検討する必要があります。

次の質問に移ります。4、市営住宅空室の有効活用について。どの団地も空室が目立ちます。特に5階の空室が多いように見受けられます。この空室を移住定住対策に生かすことはできないでしょうか。人口減により一般住宅の空き家も増えていますが、市では将来の市営住宅の管理戸数をどのように考えているのでしょうか。

そこで質問です。1、市営住宅の空室の状況は。

2、将来の管理戸数の考え方は。

市営住宅は、公営住宅法に基づいて、住宅に困っている低所得者に対して低廉な家賃で賃貸している公共財産です。公営住宅法により、入居資格には収入基準のほか、現在同居しているか、または同居しようとする親族があるとされ、単身者の申込みは制限されています。現在、単身者でも申し込めるのは、60歳以上の方、60歳未満ではDV被害で保護されている方、障害者、生活保護者等に限られています。60歳未満の生産年齢の単身者でも申し込むことができれば、移住定住対策にとって画期的な施策になるように思います。

そこで質問です。3、市営住宅の入居条件緩和、あるいは公営住宅法に縛られない市営住宅の在り方について検討すべきだ。

○議長（相馬保政君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

坂本産業建設部長、答弁。

（産業建設部長兼建設課長 坂本和彦君登壇）

○産業建設部長兼建設課長（坂本和彦君） 市営住宅空室の有効活用についてのうち、初めに市営住宅の空室の状況はについてお答えいたします。

令和4年3月1日時点において、入居募集団地504室のうち143室が空室となっております。主な団地の現時点での入居率は、横吹団地が78%、アツクメ団地が82%、石動団地69%、恋路団地63%、みどう団地100%、花咲団地83%、花咲団地にあります特定公共賃貸住宅は75%となっております。

低層階は高齢者などの希望が多いため、比較的高層階に空室が目立っております。

次に、将来の管理戸数の考え方はについてであります。昨年度改定いたしました大月市公営住宅等長寿命化計画改訂版では、山梨県公営住宅等長寿命化計画及び今後の住宅困窮者数の推計により将来の需要戸数を算出しております。県の計画による山梨県東部の市町村営団地の将来の管理戸数は全体で699戸となり、本市、都留市、上野原市の現在の管理戸数の割合でいきますと、本市が45%となりますので約315戸となります。また、今後の住宅困窮者数の推定から求められた戸数は280戸となるため、今後大月市で必要となる管理戸数は、おおむね300戸と設定しております。これは、現在の管理戸数の約半分近くとなるため、本市の長寿命化計画の中では、住宅の集約や廃止を視野に検討することとしております。

次に、市営住宅の入居条件緩和、あるいは公営住宅法に縛られない市営住宅の在り方について検討すべきだについてお答えします。生活に困窮している低所得者向けの市営住宅は、公営住宅法による入居収入基準や同居親族要件などの条件が定められており、法律の下では入居条件を緩和することができません。

また、管理戸数を減らす中で、住宅の集約や配置を検討する団地につきましては、議員ご提案の公営住宅法によらない活用方法を検討する必要があります。公営住宅は、建設時に国の補助金や起債を活用しているため、住宅の配置や目的外の使用及び解体については、国の承認やこれらの処理が必要となります。廃止を検討する住宅につきましては、既に民間活用の可能性や解体費用の算定、事務手続などの検討を始めております。公営住宅法を適用せず入居基準を緩和するだけでは、なかなか入居者の増加につながらないとも考えております。

空室を移住定住につなげるためには、リフォームして新たな魅力や特徴を持たせ、若者向けの住宅やお試し移住に使えるような住居、子育て中の世帯や高齢者の集うスペースなどとして活用を検討する必要があります。人口の増加に向けて、住宅のニーズや既存施設の有効活用など、さらに研究を進め、魅力ある住宅環境の整備につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（相馬保政君） 藤本実君。

（7番 藤本 実君登壇）

○7番（藤本 実君） 時間がありませんので、まとめます。法律の下では、入居条件を緩和することはできないということでしたが、大阪府では府営住宅の空室活用を進めており、府営住宅地域資源化プロジェクトを展開しています。今あるものを眠らせておかず、有効に活用するには、必要だったら国にだって働きかけるファイトが必要です。頑張っていきましょう。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。